

工学部

工学部では、下記の教育職員免許状を取得することができます。教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目があります。

数学教員養成プログラムは、数学教員に必須の代数学、解析学、幾何学といった数学の専門科目を重点的に学びます。単に数学の知識を修得するだけでなく、数学の深い世界に触れ、その楽しさや面白さを自ら理解し、数学の魅力を伝える資質を磨きます。数学を学ぶと同時に、全人教育の理念を実践すべく、知識だけでなく全方位的にバランスのとれた教員を目指します。

① 数学（中学校1種、高等学校1種）

- 情報通信工学科、ソフトウェアサイエンス学科、マネジメントサイエンス学科の学生は、数学の教育職員免許状を取得することができます。数学の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。
- ダブル免許プログラムで、中学校・高等学校教諭に加えて小学校教諭2種免許状も併せて取得可能です（ダブル免許プログラムの利用には、入学後数学の教育職員免許状を取得する課程を受講しつつ、一定の成績を満たし、学部の選抜を経ることが条件となります。また通信課程で学ぶ諸費用が別途かかります）。

② 工業（高等学校1種）

- 情報通信工学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状もしくは工業の教育職員免許状を取得することができます。工業の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

③ 情報（高等学校1種）

- ソフトウェアサイエンス学科の学生は、前記①の数学の教育職員免許状の他、情報の教育職員免許状を取得することができます。情報の教育職員免許状の取得にあたっては、必要な履修科目がありますので、『教職課程受講ガイド』をよく読んで履修してください。

■ 教職課程受講条件

第2 Semester 終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第4 Semester 終了時	① 累積GPAが2.40以上であること ② 数学の場合、数学検定準1級の1次もしくは2次のどちらかに合格していること ③ 数学の場合、「代数学Ⅰ」「解析学Ⅰ」「解析学Ⅱ」すべてを修得していること ④ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること
第6 Semester 終了時	① 教育実習（事前指導）で「P」評価を得ていること ② 総合判断で、教職課程受講継続を許可されていること

ただし、数学教員養成プログラムの学生に限り、第2セメスター終了時に教職課程を受講しなかった学生のうち、次の場合は第4セメスター終了時に再判定を受けられます。

- ① 第4セメスター中に、教職担当に再判定希望を申し出る。
- ② 累積GPAが2.40以上であること。
- ③ 数学検定準1級に合格していること。
- ③ 「代数学Ⅰ」「解析学Ⅰ」「解析学Ⅱ」すべてを修得していること。
- ④ 総合判断で、教職課程受講継続を許可されること。

※2年次からの編入生は上記規定と異なる場合もあります（3年次以降からの編入生は教職課程受講不可）。

■教育実習受講条件

教育実習（現場実習）の受講にあたっては、以下の受講条件を充足する必要があります。

- 「教育実習」「教職実践演習」以外の「教職に関する科目」の必修科目を修得済みであること。
- なお、各教科の指導法については、数学のみもしくは数学と情報を取得する者は数学科指導法Ⅰ・Ⅱを、工業のみ取得する学生は工業科指導法Ⅰ・Ⅱを、情報のみ取得する学生は情報科指導法Ⅰ・Ⅱを修得すること。

教科に関する科目

■ 高等学校教諭1種免許状

工業

工学部 情報通信工学科

免許法施行規則に定める科目		本学で開設する科目		修得単位	備 考
科 目	単位	科 目	単位		
工業の関係科目	20	○電気回路入門	2	18	
		○センサ工学	2		
		通信システム	2		
		熱と流れの力学	2		
		コミュニケーションロボット工学	2		
		ロボットプログラミング	2		
		○インテリジェントデバイス入門	2		
		情報理論	2		
		情報工学実験	1		
		インテリジェントデバイス実験Ⅰ	1		
		インテリジェントデバイス実験Ⅱ	2		
		インテリジェントデバイス実験Ⅲ	2		
		エネルギー工学	2		
		○スマートエネルギー	2		
		電磁気学	2		
		応用電子物性	2		
		インターフェース工学	2		
		通信工学	2		
		データサイエンス入門	2		
職業指導		○職業指導（工業）Ⅰ	2	2	
		職業指導（工業）Ⅱ	2		
	20	免許状取得に必要な単位数		20※	

〔備考〕 ○印は必修科目

※ 「教科又は教職に関する科目」の高校16単位は、基本的に「教科に関する科目」を規定の20単位より多く修得することによって充足させなければなりません。